

参議院地方行政委員会會議録第三十二号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)午後一時十八分開会

委員の異動

本日委員木村篤太郎君辞任につき、その補欠として佐野廣君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 大沢 雄一君
小柳 牧衛君
加瀬 完君
鈴木 謙君

委員

伊能 芳雄君
佐野 廣君
西郷吉之助君
館 哲二君
本多 市郎君
久保 等君
中田 吉雄君
成瀬 輔治君
松澤 兼人君
白木義一郎君

國務大臣

國務大臣 郡 祐一君

政府委員

警察庁刑事局長 中川 董治君
自治庁選挙局長 兼子 秀夫君
事務局側 兼任委員 福永興一郎君
常任委員 専門員

本日の会議に付した案件
○公職選挙法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) これより委員会を開きます。

まず、委員の異動を申し上げます。

本日、木村篤太郎君が辞任され、佐野廣君が後任として再び委員となりました。

○委員長(小林武治君) これより議事に入ります。

内閣提出、衆議院送付の公職選挙法の一部を改正する法律案を議題に供します。

昨日に引き続き、質疑を行います。質疑のおありの方は、御発言願います。

○成瀬輔治君 具体的な例は別として、当選をした場合に、たとえばこの前、補見さんの問題にからんであいる、佐野市ですか、佐野市の選挙の手落ちに基いて、本人が被害をこうむったといえれば私は被害をこうむったといえる、あるいは投票用紙が事前に渡つて、そうしてそのことが問題になつて、選挙をやりましたというよりなことが起きたと思ふのですが、そういうことに對して、何かその賠償と申しますか、本人にとつては非常に不利なことなんでしょう。で、いわゆる選挙管理委員の手落ちに基く損害と、もう一つは、保管をしておくべき投票用紙の金庫の不備と申しますが、そういう器物が不備のために紛失したと申しますか、何かそういうような若干いわずば不可抗的なことによつての問題と、私は二つあると思ふ。そういう場合に、当選者がそれのために、もう一ぺん再

選挙するという場合、前のときは当選したのだけれども、次に選挙をし直したら当選しなかったというよりな不利益が出てくると思ふのですが、そういう場合に、今の法律案によつて、何かそういうことで迷惑を受けた人が賠償を起すことができるのか、どうなんですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙管理の上におきまして、過失または故意によつて立候補者が損害をこうむつた場合に、国家または地方公共団体が賠償の責任があるかどうかという問題でございますが、それにつきましては、国家賠償法に国家の責任については規定があるわけでございますが、私どもは国家賠償法の規定は、第一条「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、」と、こういう規定になつておりまして、公権力の行使かどうかということがまず第一点に問題であらうと思ふます。それから、その公務員が職務を行つたに「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」と、こういう規定になつておりまして、故意または過失ということがあり得るわけでございますが、公権力の行使に選挙の管理が該当するかどうかという点につきましては、私どもは、選挙のたとえ過失がありまして、これは該当しないと、こういう見解をとつております。現在、佐野市の一部無効事件につきましては、関係者の方から、国を被告として訴訟が提起されて、現在係属中でございますが、私どもはそ

ういふ見解をとつておりまして、これは法務省が被告になつておりまして、現在訴訟に係属中でございます。その判決の結果を待たなければわからぬわけでございますが、現在のところはそういう見解であります。

○成瀬輔治君 そうすると、何にもないということなんですか。

○國務大臣(郡祐一君) これは理屈を申しますと、ともかく初めの選挙が間違つておつた状態だから再選挙をする、そういう場合に、一体その賠償のようないことが成立するかどうかという考え方があります。それから、それから一体公けの主体がいたしますことに、そういう賠償という理論が組み合わされるかどうかという問題が、行政法学上の問題が私はあらうと思ふます。しかしこの場合に、実際の何と申しますか、国民の考え方、われわれの通常の考え方というものに、何かその精神的なものを補償するといふのでありませんか、何かそこに考えるといふことができるのじやないだろうかという問題が一つあると思ふます。それからもう一つは、いろいろ選挙管理委員会に……これは違ふことでありますが、選挙管理委員会に公営をさせる、そうすると人間のやることですからどうしても間違いがあり得る。そのあたり得たときに、一体どの程度のものが選挙の公正を害するものとして再選挙を他をせにやならぬものか、あるいは選挙管理委員会の責めに帰せられ

るべきものであらうか、確かに形の上の間違いはあつた。しかしそうしたものについてどこまで……選挙というやうな非常に重い、ことに緊張してやつておつても出てくる結果ではこれは選挙管理委員会のために、ある程度寛大な見方をすることが法律の上にも現われていいのじやないか、佐野の問題などを通して、私は現にそういう考えを持つております。御指摘の点は、これは国のいたします、国と申しますか、公けの権力を持つておりますもののいたしますことについて、全体に通じた一つの根本的な問題だと思ふます。考えにやならぬ問題だと思つております。今の選挙法はともかくいたしまして、考えにやならぬ問題があるのだ、そういう点にお触れになつたことでありますから、十分一つ、これはひとり選挙だけのことじやございせん。問題が大きくなるのでございせんが、考えなきやならぬと思ひます。

○成瀬輔治君 国家賠償法にからんで公権力の行使か、行使じやないかという点も、私はここで議論しても、思ひますが、それはそれとして、問題は、その悪意をもつて投票用紙を紛失されやういふところに置いて、そうして選挙を行はれる。そうしてそれが事後になつて、当然そういうことですから漏れてきて、そうして無効、再選挙だといふやうなことに對して、被害者は選挙民であり候補者だと思ふのです。そういうことに對して何ら賠償

的なことがこの法規の上になんかということはおかしいのですが、そういう問題については、たとえば他の刑法等で、あるいは民法等でやつていけるのか。今お聞きしておると、選挙法にももちろんないけれども、刑法、民法、その他にも一つもないようにならうに受け取れるわけですが、そうなるというわけですか。

○政府委員(金子秀夫君) 選挙管理の係員が故意に選挙の事務を違法に執行させるといふ原因を作つたような場合のお話でございますが、そのような場合には、これは公職選挙法にそれぞれ罰則の規定がございまして、選挙を適正に管理できるような建前に法制がなつておるわけでございます。そういう場合にはそれぞれの罰則の規定、もしそれに該当しない場合には、刑法の罰則によつて公正に行われることを担保いたしておるわけでございます。それによつて損害をこうむつた候補者が、国を相手にして訴訟できるかどうかというところは、直接には国家賠償法の問題に該当するかどうか、いま一つは、民法の問題になると思つてございしますが、国家賠償法の方は、先ほど申し上げましたように、私どもの見解は、選挙の管理事務は公権力の行使ではないという見解をとつております。ところが一つ、いま一つは、その損害が相当因果関係を持つておるかどうかというところが要点にならうと思つてございします。先ほどお話がございましたように、初めの選挙では当選したけれども、再選挙の場合に落選したけれども、損害だと、このようなお話がございましたが、これは当然選挙がありまし

た場合に、何らかの原因によつて再選挙を執行する必要が起るといふ事柄の場合には、選挙の結果が初めのものと變つてくるというところは当然でありまして、次の再選挙の結果が選挙の正しい姿である、こういう法の建前になつておるものでございしますから、それは損害とは考えられない、私どもそのように考へております。

○成瀬權治君 私、よく刑法、民法を知つておるわけじゃないのです、勉強もしておるわけじゃない、せいせんが、少くとも、まあ故意といふことは別として、選挙の建物と申しますか、器物と申しますか、保管するやうな器具等が不備のために候補者に及ぼした被害といふものについては、何らかの形で補償されるのが妥当じゃないかと思ふ。今、故意あるいは過失の場合には別途法律である、こうおっしゃるが、それはそれとして、私はあるとおつしやるから、刑法の問題で、あるいは選挙法の中に故意でやつた場合はあるとおつしやる。ところが、そうではない、いわゆる造営物の不備のために無過失過失といふのです、そういう形で及ぼしたものに對しても何らかの形で賠償と申しますか、損害補償といふものは当然考へていいのじゃないか、こういうふうに考へておるのです、どうですか。

が、私どもはそういう見解を持つております。従ひまして、ただいまのお話しの、設備が不完全であるといふことによつて、それが原因となつて故意でなした、過失でもないという事例をおあげになつたのでございしますが、そういう場合にも同様に、私どもは選挙管理の面から国が賠償責任を要するといふようには考へておらないのでございします。

○成瀬權治君 長官の方は、そういうことについて一つ考へてみようじゃないかと。私はあなたの事務当局としては、こういう問題について相当議論されておると思ふのです。その議論された結果として、やはりこういう無過失過失についても賠償には応じない方が諸般の情勢上いい、こういう大体結論が出ておるわけですが、その結論が出ておるのか。

は、事務当局として私は答弁は間違ひであつて、おそらく議論をされ尽くされて、こういうことはあまり適当じゃないという結論になつておるのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(金子秀夫君) 非常にむづかしい問題でございしますが、設備が不完全の所に投票用紙等を収納して、それが事故の原因になつたという場合には、責任を追及していきまふと、これは法律上故意でなければ過失の問題が起るのじゃないか。そうでなければ過失でない、無過失で責任があるかどうかという議論が起り得ないのではないかと、このように考へておりますが、私ども選挙管理を統括いたします立場におきまして、選挙管理機関のあやまちによつて、これは誠に誠意やりまして過失がないとは言えないのでございまして、そのような場合に一々賠償責任が生ずるといふことは、選挙管理の立場にある者としては非常に不安でございします。そういう面から、私ども結論というわけではございせんが、そのような考へ方をとつておるのでございます。

選挙をやリ直して、しかもまた、それがひっくり返るといふのは、それは本人の身にとつてみれば耐えられない問題だと思ふのです。ですから、そういうことのないように十分留意をしておやりになるのが事の当然であると思ふのですが、なおそれに基いても不利なことが起きたといふことについてはどうするかといふことについて、十分御研究をお願いしたいと思います。

○成瀬權治君 次に、この小選挙区制の問題、昨日総理との間に議論があつたやうでございしますが、大臣にお尋ねしたいと思ふのですが、一体、選挙区といふのは一つの土俵であつて、このルールを少しからだが大きくなつたから相撲の土俵を大きくしようじゃないか、縮めようじゃないかといふ、その時その時に變えるといふことが一番のもつとだと思ふ。だからそういうことを勝手に作り直していくといふことは、軽々にすべきでないといふ考へ方を持つておるのですが、どんなふうにお考へですか。

○政府委員(金子秀夫君) 十分研究いたしておきます。

○成瀬權治君 以下は一つ私見を申し述べさせていただきます。現在、日本の衆議院で行われております中選挙区という問題、これは一体どういふ特徴を持

ておるものであろうか。中選挙区にいたしたときは、こう言うております。この中選挙区は大選挙区の特徴と小選挙区の特徴とを合せ実現しようとするのであるということを提案理由に言うております。一体、中選挙区で大選挙区の特徴と小選挙区の特徴と両方がうまくみ合ふことができるものであろうか。申すまでもなく、小選挙区の特徴というものは多数代表であります。多数を持つておるものが、場合によっては、そういうことは事実上ございませぬけれども、全部の議席を持つておるしあります。そういたしまして、政局も安定をいたします。その小選挙区の特徴と、今度は大選挙区というものは、少数代表と申しますが、そこで非常に多くの候補者を一選挙区から出しますと、いろいろな系統を集めることができる。大政党ももちろん出て参りますが、小政党も出て参ります。あるいは無所属の者も、純粋な無所属の者が、人格がすぐれておるというように出て参る。それという特徴も出て参る。しかし、一体、中選挙区ということで両方の特徴を兼ね備えることができるか。これになりますと非常に疑問であります。ただ、私はこういうことは言えると思ひます。歴史的に見まして、沿革的に見まして、選挙というものは、私はいつともう考へておられます。民度の進み方と一緒に選挙法というものは進んでいって参る。従つてある時期の民度ということで、なるほど中選挙区というものが考えられるかもしれない。しかしながら、理論的には中選挙区というものは全く説明のしようがない。

だから外国の政治学者なんというものは日本式選挙区と言つておる。説明のしようがないから、日本にだけある選挙区だから日本式選挙区と言つておる。一体どこでも選挙区というものはどういふものかという、小選挙区か、しからずば大選挙区でありま。比例代表か、あるいは多数代表に徴するか、少数代表に徴するか。すぐれた識見を持つた者が多く出てきた方がいいという国情にあるか、あるいは多数党ができて、そうして政局が安定する方がいいという国情にあるか、これは多数代表で政局が安定しまして、その政局を担当した内閣というものが失敗すると、国民はこれに對してあいつをつかす、その次には少数党が多数を得ます。そうして政権の転換というものが行われる。しかしながら、ある安定したところで自党の政策が行える。こういうのが、まあそのほかに申せばまだいろいろの点をあげなければなりません、この選挙区の問題では……。しかしながら、ごく大づかみに申せば、多数代表に徴するか、少数代表に徴するか――まあ多数代表という言葉は説明するまでもありませんが、その多数代表の場合には、極端に申せば五・一％まで持つたものが全部を取り得るかもしれない。そうすると少数代表の徹底した大選挙区、比例代表でいきます場合には、これは非常に――これも理想的に言へば均衡した形に持ち得る。そうしてこれも政党の発達と民度の発達とが関係したことであつて、日本がもし二大政党として相当発達してきていふなら、ここでどちらかに徹した選挙区というものをとらなければいかにいふか。しかしながら、これは少数に分れます比例代表をとるといふことは、これは何といつても無理でございます。

そういたしますと、世界の選挙区の形としては、私は小選挙区をとるべきとききていふのではない。いつまでも日本式選挙区ということの説明もつてがたいものだということ、ただ、これが慣熟した、長年やつておつたこと、維持することが可能であらうかどうであらうか、こういうことを私は考へております。しかし一口に申せば、一体、日本の政党の発達の段階がどうか、二大政党以外の政党を否認するのがいいのかどうか。否認とは申せませんが、事実上そうした結果になることがいいのかどうか。また、民度は一体どういふところにあるのであろうか、そういう点は十分御趣旨の通りと考へなければならぬ問題であると思ひます。

○成瀬藩治君 まあ私見のことについて私はとかく言へば議論があるわけでありませんが、それはそれとして、まあ小選挙区を主張する大きな理由として、私は二大政党なんというよりなことをよく聞くわけなんです、二大政党というところに、選挙区を小選挙区にしほつて、二大政党にしてしまおうという考へ方も私は聞かぬといふのではない。それからもう一つは、二大政党だから小選挙区の方がいいという、二大政党というものが絶対だといふことは、私は言へぬと思ふ。自民党がいつまた二つになるかも知れぬと思ふ。だからこつた二大政党だから小選挙区がいいという議論も、私は少しおかしいのではないかと思ふ。二大政党といふものが絶対だといふことを言うては、できなくて、いつ二大政党ではなくなつて、三つになり、あるいは四つになるかも知れぬと思ふのですから、そう早く私見として小選挙区が絶対いいといふような結論を出されるというこ

ものはおかしい意見だと思ふ。（「総理はそんなことは言つてない」と呼ぶ者あり）そういうことではなくて、今、大臣が御答弁になつたように、簡単にルールを、土俵を変えずにやつていく、こういうこととお願ひしたいと思つておる。これはまあ一つの要望であります。

○國務大臣（郵船一君） ちよつとこれは私見に足して述べさせていだきませんが、それで結局私はこう思ふのです。現在のやはり中選挙区でいきますと、同じ政党から出ておりながら、おれは乙という候補者とは違つた考え方を持つておるぞというやうなことがある。同じ自民党でありながら、同じ社会党でありながら、幾らかずつ自分の違つた立場を強調しなければならぬのが今の選挙なんです。だから、小選挙区でほんとうに徹底いたします場合には、一つの政党の者は同じ考え。今は何とか同じ政党に属していても、少しづつ違つたことを表わさないと選挙演説にならぬ。これは一体それでいいかどうかという私は疑問が起つてくるのであります。しかし、小選挙区が今の民度に合つていふかどうか、また上院と下院といふもので、片一方では徹底した多数代表で、片一方では違つた形をとつた方がいいのじゃないかというやうな組合せの問題もありませんが、そういう工合で、御趣旨のようには十分研究いたします。

○成瀬藩治君 特に衆議院の小選挙区にからんで、そうして参議院の方の全国区を廃止して何かにやろうというやうな考へがあつたのでは、私は二院制度というものがおかしくなつてくるのではない。参議院の廃止の意見を

聞いてみますと、組織のない者はどうも当選が困難であるから、組織のある人が有利であるから、こういうものはけしからぬ、こういうような、ざつぐばらんに言つて御意見だと思つたのです。そうじゃなくて、やはり全国的に票を取らなくても、一県で多数の票を取つて、そうして全国で当選されることがあると思ふ。だから、その人のやり方によつて、全国区は必ずしも組織オンリーとは考えられないと思ふのです。ですから、衆議院も小選挙区にしたから、参議院の選挙区も変えなければならぬといふ何か相対的なものも考へて……。参議院の全国区というやうなものなどについても、一つ二院制度という点に主点を置いて、私は選挙区というものを考へてもらわなければならぬ。ただ単にどちらにやつたらどこの方の当選に都合がよいとか、不利だとかいふことでなくて、これもまだ戦後十二、三年、選挙でいえば三べんか四べんしかやつていない。これが二十年とか三十年やつていないなら、そのよき、それに対する運営の仕方というものが、やはり国民的な世論としていろいろな意見が出て参つてくると思ひます。そのときにやつたつておそくないじやないか。それを一つ衆議院の小選挙区をやるから、あわせて参議院の全国区もやるというやうな考へ方は、少しあせり過ぎているのじやないか。もう少し土俵は改正せずにおいて、それに合うやうな一つ相撲を取つてみたらどうだといふふりに持つていくべきであつて、今の制度というものをもう少し助長するやうな政策といひますか、選挙の指導というものをとるべき

であつて、何か政党が自分に都合のよいもので旗を振つていくというのは私は間違ひである、私はこういうふうな思つておられますが、いかがですか。○国務大臣(郡祐一君) 私もおつしやることの点について共鳴する部分も多々あります。一体、直接選挙を前提としてお話しなつた点であります。直接選挙といふ前提のもとで、二院の特異性を出すことが果してどうしてできるものであらうか、どうであらうか。現在、全国区から出ておいでになつておる方々が、それぞれ組織なりあるいはまた独自の非常な御見識で出ておられることをよく承知をいたしました。ただ、初めて参議院の選挙がありましたときに、これは笑ひ話としてお聞き取り願ひたい。私の聞きそこねであるかもしれせんから、これはお許し願ひたいのであります。今の最高裁の長官田中さんが、おれが出たのは全国的に田中という姓が非常に多いものだから、ひよつとしたらつながらあるかもしれぬといふ票がずいぶん多いやうだといふ話でありまして、これは全国区といふものは、当時ことに交通が極端に不便な時代で、あの全国区をやりましたときに、お互ひに無理だといふやうな感じを持ったのであります。そのときから今日になりますと、だいぶ變つてはきております。従いまして、ことにイギリスのやうな長いこと、ある選挙区にはほとんど有権者がいなくなつてもその組織制度は変えないやうな国、あつたやうなところで、非常に二百年かかつて理想的な形になつたといふことを考へますと、おつしやるやうに、現在の制度といふものの特徴といふものを、できるだけ

好意をもつて見るという考へ方は、私はいいと思ひます。それと政党の発達といふものを相関連させて考へるといふ点は、私はおつしやる通りに考へていつていいと思ひます。しかしながら、日本の政治のこれから発展、急速にもつと発展して、安定したものになければいかぬときに、一方では慎重な態度をとりませんが、ある場合には勇断をもつて事に當る必要のあるやうな政治の段階ではなからうか、こう思ひます。それは、私は、おつしやることに多く反対するところを持つておりません。○成瀬権治君 日本で政党ができたといふのは、やはり、まあ戦前にもあつたのじやないかといわれれば、それまでもしれませんが、私は、やはり新憲法以降、政党といふものは生まれておるんじやないか、今、新しい意味における政党といふものは、しかも、自由民主党も一年前くらいに一緒になつた。産声を上げられて、まだ自由民主党としては選挙の洗礼も、私は衆議院としては受けておいでにならない段階である。そういうやうなときに、いろいろな不満はあるけれども、二大政党になつてしまつた、だから一つ小選挙区に持つていくやうなことのじやなくて、いま少し政党の発展と申しますか、政党が今後どうなつていくかといふことを見きわめて、一つ今後この問題も十分考へるとともに、参議院の全国区については、あの当時あなたがたおそれる選挙管理、何といひますか、全国の事務局長といふのですか、何かをやつてお作りになつた、私は一つの新しい制度だと思ひます。あなたでいへば、生みの親にも當る人が、もうちよつ

と二、三べん選挙をやつて、そのまゝ変えてしまふといふやうな朝令暮改のやうなことをせずに、もう少し生みの親としては、あるいは名づけの親としては、行く行くまでも見ていくといふやうな、育てていくといふやうな態度で接してもらひたい。特にあの当時、戦後とは非常に違つてきて、交通通信といふものは非常に発達してきていくと思ふのです。あるいは新聞等の活躍、あるいはラジオ等の戦後の発達といふものは目ざましいものがあると思ふのです。だから、そういうやうな社会の移り変りとをにらみ合せつつか、私はいい方向にきていく、むしろ全国区をやるのに、これが逆な方向ではないかと思ふのです。ですから、そういうやうな点については十分考へていただいて、何かこの前言つたやうに、小選挙区を出したのだから、どうも、もうへつこみがつかない、しかも答申案にも言うやうに、審議会の答申を得るために、相談をしてからやらなきやならぬといふやうなことで、一つ事を片づけ仕事にせずに、一つは、日本の民主主義を守つていく、もう一つは、政党が正しく発展をする、そういうこと、政治が正しく発展をしていくやうなことに主点を置いて、一つ十分この選挙区の問題を考へていただきたい。この問題には、まだ各委員からも御質問があつたかと思ひますから、私は以上で、次に公営の問題についてお尋ねしたいと思ふのですが、一体、公営を推し広げようとしておるのか、そうでなくては、何か今度の提案されたものを見ると、縮めていくやうな気がする

のですが、どちらの方に方針があるのですか。○国務大臣(郡祐一君) 私は、公営は推し広げたいと思ひます。ただ、これも今までの御議論の経過に出ておりました、もし政党といふものが、自分は何の政策を支持するのだ、何員だから当然その政策に従ふのだといふことになりまして、あるいは公営一点ばかりでいいのかもしれないのでございす。ところが、今の日本は、御指摘の中にもありましたやうに、自分は何に属するが、こういう政策を自分は持つておるのだといふのが、かなりそこにニュアンスの違いがございす。そうしますと、現在の段階では、私は公営と個人の選挙活動、これが両方でき得る限り伸ばしていくといふ、選挙運動方法の両建てでございます。これが必要なんじやないか。それから一体、先ほど御指摘がありました佐野の場合に、ちよつとしたはずみで選挙がひっくり返つてしまふといふやうなことで、一体いものかどうかといふやうな反省から、公営は、最も候補者なり選挙運動をする者に適切なものを選んで、そうして公けの機関でなければできないものを公営にしていくたらよろしい。ですから、たとえ昭和の初めに施設の公営をいたしたやうなときに、考へ方としては、現在の立会演説会のような考へ方もないではなかつたのであります。それはなかなかできぬことだ、ところが、しかし、施設の公営なら施設の公営をして、どうぞお使い下さいといふことで提供するのだから、これは全く候補者の選択を何ら阻害することなしに、この学校へ来て、この場所で演説すればよろしい

という公営までなら、例外なしにでき
るのじゃないかということでございます
。それが戦後、今日は、ああいう工
合に立会演説会をやつても、あれを公
営として人が怪しまずに、けつこうだ
ということになつて参りました。そう
すると私は、公けの機関がする選挙の
公営というものをみな信用してくれ
るところにきておると思います。そう
いたしますと、もつと広くこれから考
えますのに、街頭で自由に、これは時
間をどうしなければいけぬとかとい
うことでなしに、そこへ行つて自由に演
説できるような場所を提供するという
ことを考へていいのじゃないか。その
ときに、各候補者に同じく平等に使
て、公平に、雨の日も晴れの日も、非
常に公平にというよりな条件を言つと
むずかしくなります。私は選挙の公営
というものはありがたいことで、広げ
ていく、ただし、どういふことが考
えられるかというところは、十分検討を要
する問題だと思ひます。選挙公営は広
げていくよりな方向でなければ、相
りません。

○成瀬権治君 公営を押し広めよう
という御意見のようですが、そうして今
こちから質問せぬでも、どういふ
方法で具体的に何をやるかということ
は、検討しなくちゃならぬ、こうあつ
たり言つてしまへば、私は、検討する
というのじゃなくて、たとえば具体的に
に言つて、何を押し広げていかなけれ
ばならぬかというよりな点も、私は十
分御検討になつておるはずだと思ひ
ます。ですから、その具体的なことに
ついて承りたいと思ひます。

○政府委員(金子秀夫君) 選挙公営を
拡張すべきであるという考え方につき

ましては、たゞいま大臣から御答弁申
し上げました通りでございますが、し
からは、何を拡張すべきかということ
になりますと、選挙制度調査会におき
ましても御研究をなすらわしたのであ
ります。が、なかなか、御承知のこと
く、日本は世界に一番公営を徹底して
やつておりますので、今回、公営を拡
張いたしました公営は、あるいは
ポスターの枚数の増加というよりな点
は、これはすでにレールが敷かれてお
りますから、公営の拡張は可能でござ
います。が、新しい種類の公営を増加す
るということになりますと、なかなか
むずかしい問題でございまして、直
ちに結論が出ないわけでございます。議
論があらましますのは、テレビの公営をや
つたらどうかということもあるでござ
います。が、現在、テレビの普及状況は
全国的になつておりませんので、これ
は公営として取り上げるのはまだ早い
のではないかと、結論になつておる
のでございます。たゞいま大臣がお答
えになりました施設を提供して、これ
は各候補者利用の均等というよりな観
念はあまり強く出さず、ただ、便宜供
与という観点から公営は考えられるで
はないかという御答弁がございました
が、そういう点につきましても、今後
研究はしたいと思ひますが、な
お、その利用の仕方いかんによりま
しては、いろいろ論議が起るものでござ
いますから、慎重に検討したいと思
考しております。

○成瀬権治君 具体案として、まあ、
はがき、ポスター、立会演説、それ以
外にない。テレビは八十万合くらいで
すか、そのくらいしかまだ伸びてい
ない。あるいは地域的にも全然伸びてい
ないからだめだ、こうおつしやると、
具体的なものはポスター、はがき、立
会演説ということしかないわけでは
ない。政府委員(金子秀夫君) 現行制度で
は、それ以外にお説のごとく……。

○成瀬権治君 あなたのほうで考えられ
ておることはないので、すか。

○政府委員(金子秀夫君) 新しい種類
の公営を考へるということはいいろ
御研究を願つておるのでございま
す。が、そのとき論議に出ましたのはテ
レビをどうするかということございま
して、新たな種類の公営の方法とい
うものはなかなか知恵がないようござ
います。

○成瀬権治君 そうすると、まあほか
には意見のある方もあると思ひま
す。それはそれとして、今度の選挙法
で立会演説は私は最もいいことだと思
ひます。比較する、あるいは政策を
比する、あるいは人柄に直接触れる機
会というものは立会演説以外にない
と思ひます。だから立会演説回数が、
この法律が施行されるとどのくらいふ
えるかとあなたは考へになつてお
りますか、あるいは何か省令等を出し
て、政令等を出しになつてふやそう
と考へておるのか。今までこれだけの
回数があつたから、二十日に縮めたら
これだけやれるだろうと、そんなこと
じゃなくて、公営を拡大していくとい
う意味において、立会演説を積極的に
ふやしていくにはどういふ考へで
すか。

○政府委員(金子秀夫君) 立会演説会
につきましても、法律の規定に従いま
して、できるだけ回数を増加しなけれ
ばならないということ指導しておる
のでございすが、具体的に申します

と、各府県の面積と申しますか、面積
と交通の状況によって各府県の事情が
まちまちでございます。でございま
す。で、従来のやはり実績というものを
基礎にして、それからふやせるか、ふ
やせないかというのを検討いたすわ
けでございます。今回は運動期間が短
縮になりました。これは従来立会演
説会の開始が早くおりましたので、
これを早めることによりまして、
立会演説会は減らすに、むしろふ
す方向に指導したい、このように
考へております。

○成瀬権治君 そうすると、立会演説
会は今までだといふと、選挙戦に突入
して四、五日ひまが、ひまがあつた
言つては何ですけれども、やらなかつ
たのですが、今度は選挙戦に突入した
その日から立会演説を大々やらせると
いうふうな方針で、あなたの方は御指
導になるのですか。

○政府委員(金子秀夫君) 立会演説会
につきましても、立会演説会の開催
計画の決定と告示をいたすことにな
りますので、これを今回の改正で、第百
五十五条の第一項の規定でございま
す。が、その計画の決定を告示の日から従
来三日以内といふことを二日以内に改
めまして、これを一日繰り上げてお
ります。そういういたしますと、現実の立
演説会の開始は四日ぐらゐから立
演説会は開始できる。従来は全国的に
申しますと、九日目ぐらゐから開始を
いたしておつたのでございすが、今
回はそういう点を繰り上げて実施する
ように指導して参るつもりでござ
います。

○成瀬権治君 立会演説会は多、やら
なければならぬという訓示規定のあ

ることはわれわれも承知しております
が、思い切つて、これは一つの私案な
んですが、候補者を公営の自動車に
も詰め込んで、朝から晩まで立
演説会場に回したつて私はいいん
じゃないか。なるほど各県、その地域
地域によって事情があるじゃないか
とおっしゃいますけれども、候補者とい
うものは、大体その地域というものを
一巡ないし二巡すると思ひます。で
すから一巡するよりな計画に基いて一
切候補者というものは、もう選挙戦が
始まつたら立会演説一本でゆく、そう
して事務的には、はがき、ポスターを
張つてゆくといふふうな思い切つたこ
とをやらないと、何かこう買取、供給
とは言ひまされども、そちらの方
にもやはりいろいろある候補者によ
つては時間をさいていかなくちやな
らないといふことがあると思ひま
す。で、そういうことは思ひ方方向
じゃないと思ひますから、一日に四回
ぐらゐの立会演説をやる。そうすれば地
域的に、自動車であれば三十分あれば
相当なところまで飛んでいけるわけ
です。ですから、そういった思い切つた
ことはやれるものか、やれぬものか、
そういう方向は、私は公営としてはむ
しろいい方向じゃないか、こういうふ
うに考へておるんですが、いかがで
すか。

○政府委員(金子秀夫君) 立会演説会
を主にいたしまして、他の公営方法も
若干は用ひますけれども、演説会は立
会演説会一本にする、こういう考へ方
で昭和三十年に立法されました大改正
の前に、昭和二十九年に例の五党会談
のときにその議論が出たわけござ
います。これは五党の方々が御相談に

なったわけですが、その当時、具体的
の人の名前を申しては何でございま
す、自民党の方から完全公営論が熱心
に主張されまして、社会党の委員の方

は完全公営はいかぬ、それだけじゃない、選挙運動の自由を認めろという議論でだいぶ渡り合つたことを、私正式の委員会でもなく、五党会談の審議の経過でございますが、そういう記憶がございます。その当時その方は非常に完全公営に熱心で、党内におきましても盛んに主張されたんでありますが、結局、そういう議論はとるべきでないという結論に當時なつたんでございます。また選挙管理機関といったしまして、各立候補者を班に分けるにいたしまして、各立候補者も、バスにカン詰めにして、次から次に旅行する、これはやつてやれないことではないわけでありますが、なかなかその間にむづかしい問題もあるわけでございますして、そこまでは管理機関としては行くべきではないんじゃないかという考え方を現在とつております。

○成瀬權治君　立会演説一本がいいか、悪いかわ、私個人的には一つそういう方向に進めた方がむしろいいじゃないかかと思っております。これは他の意見もあるかもしれませんが、少くとも公営を押し広げるといふことになれば、私は今考えられておる法規といふものは、これは立会演説を強化する、拡充してゆく以外にないと思うんです。ですからそういう御指導を願うとともに、少くとも一日に二回といふのは少し回数が少いじゃないか、だから回数を指定するといふことは、法律の建前から困難かもしれませんが、およそ最小限三回以上やれというよりな

通達と申しますか、そりう御指導を願うようなわけには、あなたの方としてはやり過ぎになりますかどうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 立会演説会の計画の決定に当りましては、第百五十五条の三項の規定によりまして、政党の意見を聞いて計画を立てることになっております。一日三回やらなければならぬ、そういうふうに指導しろと、いうことは、私は率直に申しまして、指導の行き過ぎではないか、個々の地区によつて具體的の事情も違いますし、できるだけ多くやれ、立会演説会が有権者に迎えられる、利用されおるところは、できるだけ多くやつていけという指導で足りるんじゃないか。それ以上に何回やらなければならぬということとは、これはやはり候補者の運動の自由と申しますか、そういう面もチェックするわけでございまして、現在の立会演説の計画につきましても、候補者はからだが縛られて困る、自分はそつちの方へ行きたくはな

いんだけれども、からだがそっちの方へ行つて縛られて困る、こういうような御意見もあるわけでございます、その辺は各府県の事情が違ひるのでありますから、統一的な指導はできないと思ひます。

○成瀬權治君　ほかの例は知りませんが、今から七、八年前、名古屋市の市長選挙をやつた。そのときに候補者が二人ありまして、片一方の方は立会演説を拒否したわけです。そうしますと立会演説というものは流れるというか、むしろ取りやめちやうのですね、こういうことはいいものか悪いものか、取りやめて、どうも法的にいつ

て、あなたが言うように百五十五条の第三項で多数決で破れば、おしまいでやれなくなっちゃうものか、もしやれないということになればおかしいこ

とで、そういうふうなことではなくて、片一方は拒否しても、立会演説はやるような私は法の衷づけが必要じゃないかと、こういうふうに思つたのですが、どうでしょうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 立会演説は、多數の候補者があります場合に、立会演説会をやるという考え方で制度ができておるのでございまして、候補者が三人の候補者のうち一人がやらないうことになりまして、一人では立会演説会にならない、こういう考え方をとつておるわけであります。そういう場合には中止する、こういう考え方をとつておるわけであります。お話のよくな仮定の、五人なり十人なりの候補者のうち、ほかの人がみんなやめてしまつて、一人になつた場合にどうするか、そういう場合はないと思ひます。

れども、立会演説会は、私どもでできるだけおやりなさいというように指導はいたすつもりでございます。

○成瀬囃治君　いや、知事とか市長という首長選挙になってきますと、候補者というものはお互にしぼられて二名ということが多いわけです。そこで、片方はそれをやめる、不利だからやめると簡単に言えば、そうしますと、今聞きますと、それはやむを得ぬから、一人で立会演説はしないのだからないのだと言える。公黨だと、片一方はそう言いながら、片一方ではそういうことが中止になることを認めておる。これはむしろそういうことのできないよ

りな保障があつて、初めて公營であり、また公營を拡充していくという方向にマツチすると思うのです。矛盾していませんか、方向がもしそうだとす

るならば、改正しなければいかぬ。

○政府委員(兼子秀夫君) 法の解釈の問題でございますが、私どもは、立会演説会という以上は、やはり二人以上の候補者を予想しての制度ではないかと思ひます。おっしゃる様に首長選挙等で候補者が二人しかないという場合があるかと思ひます。そういう場合には、これは個人演説会という方法もあるわけでございますから、そういう方法を整備していくのが至当ではないか、こゝういふふうに考えます。

○成瀬權治君 公営を一つやっているととして、その公営では立会演説といふものが非常に重要な地位を占めておるわけです。だから法律が、現行法としては、二人の場合に一名が拒否すれば、それは立会演説にならないのだ、それは法律としてわかりました。しかし、方向はそうじゃなくて、あなたが

言われるように、公営というものを二つ拡充していこうじゃないか、こういふ方向にあるときに法律がそうなつておつたら、私は直す方が妥当ではないか、こう言つておるわけです。現行法律がどうこうということじゃない。矛盾があるから、そういう悪い点があつたら直していく方が妥当じゃないか、それは今度直らなければ、この次の国会にそれを出してそれを直すとか、いろいろなことがあると思います。どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(兼子秀夫君) おっしゃるような事例につきましては、立会演説会の公営として処置をすべきである。

か、あるいは個人演説会の公営として
処理をすべきであるかという問題があ
ろうかと思いますが、十分御趣旨の点
は検討いたします。このように考え

す。

○加瀬完君 関連して。成瀬さんの質問はそうじゃないと思うのですよ、立会演説を公営の場で進めるといふことが前提であるならば、今例に出したようなものはどう措置するのが妥当かと、そういう場合、局長のお話だと、個人演説会に切りかえた方がいい建前いかというけれども、公営という建前であくまでも立会演説会といふものを進めていくならば、立会演説会を拒否する者に対して何らかの方策を立てるとか、またそういう事態に対して、どういふ基本的な考え方を持っているのだということをはっきりさせなければおかしいじゃないか、こういうことだと思ふのです。

○政府委員(兼子秀夫君) 公営の面ではなく、立会演説会を拒否する場合にどう処置すべきかというお尋ねでございます。

まするので、その点は今後十分に検討いたしたい。

○成瀬輔治君　なるほど、演説会は、個人でも立会でも、おそらく公営かもしれないのです。しかし、そうじゃなく、公営を行つとかいう、そういうことじゃなくて、これから予測されるのは、特に首長選挙になつてくれば候補者は二人というのが多いのですよ。これが完全に立会演説の形式でい行われるのが最も好ましい姿だとあなたは考えるになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(兼子秀夫君)　まあ立会演説会は、これまで日本で発達したと申しますか、各党寄つての演説会での、

日本で戦後非常に効果が上っている制度です。これにつきましては、各党一緒にやるべきかというより、その論もあるわけですが、そのよりな場合に、現在やっております立憲演説会、各党の方々が共同でやるという制度は、これは私非常に効果が上がっております。けれども、この制度は、二人の候補者があります場合に、片方の候補者が立憲演説会に出席しない場合に、これを強制させるかどうかという点につきましては、なおよく検討をいたしたいと考えます。

○成瀬権治君　そうじゃなくて、検討するとか何とかいうのじゃなくて、あなたは立憲演説というものを推し進めていくというところは、方針はいいでしょう。ところが、二大政党になってきまして、首長選挙になれば、候補者が二人になった場合に、片方が拒否したら立憲演説はできないのです。だから立憲演説ができるような方向に持っていくのが当りまえじゃないですか。そのことに検討するとか何とかいうことが必要なんじゃないですか。方向はそれが正しいのじゃないですか。

○政府委員(金子秀夫君)　そのような場合に、立憲演説会の方角を進めるのが正しいかどうかという問題でございますが、これはやはり片方が承知しない、立憲会にならぬのでありますから、強制をさせるという措置が必要にならうと思ひます。でございますので、果してそういう措置をとることが適当かどうかという点につきましては、検討を要するということを申し上げておるのでございます。

○成瀬権治君　選挙は、一つ公平に大

ぜいの人たちが接触される機会の方がいい。どうしてもやはり立憲演説といたしたものをやっていくのが、日本の姿としては今最も妥当だと思います。それが今申しましたように、首長選挙になつて参りますと、とかく片方の候補者がそれを拒否するようないふことがあつたのです。これは好ましい姿ではないと思ひます。だから、一つこの次のときには、改正する場合に一つ十分考へて、立憲演説を拒否するということは、少くとも立候補を放棄するとは私は言ひませんけれども、とにかく、何かあるいは一人であつても立憲演説がやれるような道を開くとか、拒否する方に懲罰的なことはかけなくても、やろうとする者がやれるような方向に持っていくのが好ましい姿だと思ひます。だからそういうふうな方に一つ法改正をやるようないふに、一つ十分検討してみたいと思ひます。

○政府委員(金子秀夫君)　十分検討いたしたいと思ひます。

○久保等君　関連してちよつと。そういう今、成瀬さんの質問されていふような例は、全国的にいろいろよく耳にするのだし、私もふつかつた場合があるのですが、非常にこれは選挙民の立場から考へても私はけしからぬことだと思ひます。立憲演説会をボイコットすることによつて、予定しておつたことがいろいろ支障を来たしてくる面がある。特に市長選挙、知事選挙あたりでも、多くの場合候補者が二人といふことがよくあるのですが、そういうふうな場合に、立憲演説会を拒否されたことによつて他の候補者は非常に迷惑なのです。まあ本人がどうして立憲演説会をやりたいくない、

また行つてしやべるのもいやなのだということが、これにしやべれといつても始まらぬだろうし、これは無理だと思ひます。しかし、私はそのことによつて、せつかくの立憲演説会が全然やれないといふことは、これは単に本人の自由という程度でなくて、むしろ人に迷惑をかける。あるいはまた、選挙民に非常に迷惑をかけるということにもなるので、なるほど二人の場合には、一人欠ければ立憲演説会というときには名実ともにならぬと思ひます。けれども、しかしやはり、選挙管理委員会としてもそういう準備を進め、その他選挙民も当然そういうことがあり得ることを期待している。にもかかわらず、そういうことがやれない。と同時に、特に候補者自体は、他の候補者は非常に大きな、私はそれこそ被害を受けると思ひます。率直に申し上げて、だとするならば、なるほど二人の立憲演説会、本人から直接政見を二人並べて聞いて聞くことはできないにしても、他の候補者には私はせめてその施設なり、その機会がやはり十分利用せられるというようないふことが、むしろ公平の原則に合致するんじゃないか。片方の方は、放棄する方は本人の自由において放棄したのですから、そのことによつて起る損害といつてみたところで、あるいは不利益といつてみても、これは覚悟の上だと思ひます。しかし他の方がそれによつて被害を受ける、不利益を受けるということ、これは非常に私は、何といひますか、制度の欠陥といふか、運用の欠陥といふか、問題があるのじゃないかと思ひます。しかも市長選挙、知事選挙等の場合に二十五日間ま

るまるその期間全然そういう実機はない。で、すべてやられるのは個人演説会あるいは街頭演説会だけで選挙が終つてしまふといふようなことで、あまりにも何か拒否をした者の立場だけが結果的には擁護せられておるやうな結果になるんで、気まま勝手なことをやつて、他の候補者に迷惑をかけるというやうな結果になると思ひます。だから何とか、立憲演説会といふ、名はどう変えてもいいと思ひますが、もしそういう場合の救済方法といふ思ひますか、対策としては変えてもいいと思ひます。公営の方法で他の候補者に対して十分にその機会が与えられるやうな方法を、これは私はぜひ考へる必要があるんじゃないかと思ひます。特にこれはいまあることだ、比較的多いのです。特にそういう立憲演説会を拒否されるやうな候補者といふものは、まああわれわれ、今日の選挙制度の建前からいへば、やはりどうもあまり適当な人ではないと思ひます。けれども、それが多く思ひます。けれども、しかし現実にはそういうやうなことが非常に、非常に多い。どこにもないかもしれぬが、まああつたところには実はある問題なんです。大きなそういう問題が選挙あたりでもいろいろ問題があつたところにあるといふやうな現状に對して、私は特定候補者の恣意によつて選挙の実はやり方そのものが非常に變つてしまふ。これは立憲演説会なんといふものは、今特に選挙民としては一番関心も持たれ、非常にこれが年々盛んになつてきておる現状からいつても、まあいわば公営制度の中心的なやり方の問題がやはりやれなくなるといふやうなことに

いては、何とか私は考へる必要があるのじゃないかと思ひます。で、単にまあ考慮して検討したいという程度じゃなくて、もう少し積極的な何か方法が考へられるのじゃないでしょうか。

○政府委員(金子秀夫君)　積極的に考へたいと思ひます。(笑)

○委員長(小林武治君)　長官、今のお話ですが、始終あるのです。二人の候補者の場合に、一人が立憲演説会に出ないために演説会ができなくなつてしまふ。これはまあ非常に私にも不合理だと思ひます。これはまあ私は、代理も出せるのですから、せめて代理でも出さなければならぬといふやうな規定でもできないものか、そんなことはどうでしょうか。

○國務大臣(郡祐一君)　これは立憲演説会を公営にしますときに、それまで、まあ戦後非常にあつた形の演説会がやられてゐた、主体が明瞭でないのがやたらに発生して、それで候補者に顔を出せといふと、これは困る、しかも聞く方の人間も、主権がどこだかわからぬので、そうして候補者が出てくるところと出てこぬところがある。これは何とかせよといふことのために、何かもう立ち会ひといふことが頭に入りまして、制度をこしらへる私どもも、そういう工合に考へておりました。御指摘のやうな点は、委員長にいろいろ立憲演説で出された通、確かに、途中で、本人は何の考へもないのに違つてしまつて、しかもそういう場合に、公営することは初めからそういう工合に計画をしておることであります。これは御趣旨のやうに、立憲演

説会というよりなこと、これはあるいは私どもの頭がむしろ立ち会いということにこだわり過ぎておるかもしれせん。その点十分考えて、できるうちにいたしましう。そういう場合のつかしいことのないようには次の機会には改めるようにいたしたいと思ひます。

○松澤兼人君 このいただきました班別組織ですか、立会演説の班の組織、この表を見ますという、いかにもこれは各都道府県の選挙管理委員会の自主性にまかしてあると、こういうのですけれども、いろいろこう基準というものが違つておりました、こういうことで果していいものかというちよつと疑問が起るのですけれども、たとえていつてみますと、山梨県は十二人候補者があつて、これは一班になつておるわけですが、これはまあ全県の一区だからこういふことになるのかもしれないが、そんなら同じ全県一区の鳥取県では、七人の候補者が二班に分けられておる。そういうことで、全県の一区というのを考えてみても、十二人のものが一班になる場合と、七人のものが二班になる場合と、非常に私はその候補者自身も心身の負担といひますか、そういうものについては非常に大きな負担の相違があると思ひます。こういう基準といふものは一休どこにあるのか、この点、大臣のお考えを承りたい。

○国務大臣(郡祐一君) 正確な点は政府委員なり、また説明員なりから申し上げさせることにいたしますが、これは確かに演説会の時間の関係もあり、また有権者に趣旨を徹底いたさせます

ために、伸縮はありまして、適当な標準をきめることが、事実、画一的にいたすわけじゃございませんが、何か統制をとつた方が好ましいと思ひます。候補者の見込み違い等をいたしまして、後に非常に数かふえて、それを一班にいたしたというよりなことはあるかと思ひます。その点はよく詳述いたしたいと思ひます。詳しいことは政府委員から申し上げます。

○政府委員(兼子秀夫君) お手元にお配りいたしました資料、立会演説会の資料でございますが、注に書いてございいますように、「班別編成によらない選挙区については開催計画による回数」ということにいたしておりましたので、具体的に山梨の御指摘がございまして、これはちよつと調べておりましたが、ちよつと十二人といふのは非常識でございまして、これは班別編成によらない方法ではないかと思ひます。私も、幾らといふ基準は示しておりませんが、時間からいつて、まあ二時間半ないし二時間四十分程度が、聴衆にとつても聞きやすい時間ではないかといふことを考へております。そのので、ちよつと、多いことは実問題としてできないのではないか、このように考へております。

○松澤兼人君 山梨県の場合は、十二人一班といふことをはつきり書いてありますから、これは班別編成によらないものであると、これはもちろんおつしやる通りでありまして、少ないものは、一班が三三幾らというよりなところ、あるいは三三というよりなところが、まあ少い方だろうと思ひます。どういふものをこのままほりつておけば、これはもちろん聴衆に

もですけれども、候補者にとつても相当地負担になると思ひます。最初に出る人はそうでもないけれども、あるいは最後に出る人は、十二人目なんといふことは、もうほとんど考へてみても、まじめに政見を発表するなんといふことよりは、むしろ場内の空気によつて、そのときのいいかげんのことを言つておしまひにするというよりなことが非常に強くなつてくるのじやないかと、ちよつと思ひます。基準とすれば、大体どの程度のところが適當とお考へになりますか。

○政府委員(兼子秀夫君) これは、選挙区の立候補者数の実績と申しまするか、従来の傾向と、それから選挙区の施設等によつて班数を考へなければならぬと思ひますが、ちよつと制約がないといひますれば、大体七、八人程度が最高ではないかと、このように考へております。

○松澤兼人君 かりに、まあこたわるようですけれども、山梨県などは、これは三十年の衆議院選挙のときですが、以前にもやはりちよつと異なる形をとつておるのですか。もつとも、それは候補者の数によつても違ふと思ひますが、それはどういふことですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 山梨県の場合は、一班といふことになつておりますが、なお班別編成の方法によつていふかどうかといふ点は、至急調べましてお答えをいたしたいと思ひます。

○松澤兼人君 もちろん、それは全国画一的にやるといふことはできないと思ひますが、交通機関だとか、あるいは道路、または選挙区の広さ、いろいろあると思ひますが、少くともまあ五、六人が一班を作るといふよりなと

とが、候補者の身になつてみれば非常に適當なことだと思ひます。そうして考へてみると、この山梨の十二人が一班といふよりなことは、少し多過ぎるといふことは、だれしも考へられますが、そのほかに、十人が一班、たとえば愛知の一区では十人が一班、それからそのほかにはまあ九人が一班といふよりなところだと思ひますが、九人でも、もちろん私は、四人なりあるいは五人なりが一班を作つてやつた方が、趣旨は徹底するし、落ちついて話もできる、ちよつと思ひます。何かちよつと選挙になる場合には、どの程度が望ましいといふぐらゐな、内示といひますか、あるいは示連といひますか、ちよつといふものを考へることが望ましいのじやないかと思ひますが、今度の選挙につきましては、ちよつといふことをおやりになるお考へがあらうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 立会演説会の実施計画の策定の仕方につきましては、十分にちよつとポイントを合理的にするように指示する考へております。

○成瀬幡治君 立会演説のことについてはもう一言、この百五十二条によりますと、知事までになつておるわけですが、これに一つ市長までくらは広げられる考へはないわけですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 第百六十条の二、任意制公営立会演説会の規定がございまして、公営は制度としてはあります、現に相当やつております。

○成瀬幡治君 いや、私は、百六十条の二の任意制の公営立会演説会ではなくて、百五十二条の義務制の公営立会演説会、この中に、少くとも市長までこれを広げていく、公営を広げる、ちよつといふ考へ方に立てば、当然ここに市長

まで入れていいじやないか。もしそれができないとするならば、指定都市くらいまでは当然入れるべきじやないか、ちよつといふように考へるが、いかがでございましょうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 市によりましては、御承知のごとく、規模の小さい市もあるわけがございまして、果してやり得るかどうかといふ点もあるわけがございまして、これは自治体の考へ方にまかしておるわけがございします。今直ちにこれを、實際やろうと思へばできるわけがございします、任意制の立会演説会を義務制の方に規定を移すといふ考へは持つていないわけがございします。

○成瀬幡治君 いや、それは、任意制であるから道はあいておるじやないか、ちよつといふことを言われると思ひますが、それはわかるわけがす。しかし、ちよつとちよつと、知事までやつたといふことになれば、もう一步それを広げていつて、自治体としては、指定都市もあれば政令都市もある。なるほど市には規模があるじやないかとおつしやるけれども、範圍としては、今申しましたような政令都市あるいは指定都市までなり、広げていくのが筋ではないか、むしろちよつとする方がいい方向にあるのじやないか、まあ自治体のことだから、自治体の全部、何と申しましますか、意向を尊重するのだ、自主性を認めるのだといへば、それまでもかもしれませんが、むしろちよつといふことはお広げになつた方がいいのじやないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 指定都市につきましては、今後十分研究いたしたいと思ひます。

○成瀬權治君 次に、県会並びに市会の選挙ですけれども、これも百六十条の二にあるからいいとおっしゃるのですが、実際にあなたの方の調査によりまして、県会なりあるいは政令都市、指定都市等で、条例を定めて立会演説をやっておられるところがあるかないか、あるとするならば、どこにあるのか、お知らせ願いたい。

○政府委員(兼子秀夫君) 県会では、公営で選挙公報等はやっておられる県がございます。立会演説会等になりますと、今ちよつと資料を調べていますが、これは県議員になりますと、選挙区が御承知のごとく非常に多くなりまして、選挙公報の公営だけでも相当な仕事になるわけでございます。選挙公報と立会演説会、いずれを主にすべきかという問題もあるわけでございます。そして、それぞれの自治体の何と申しますか、選択にまかして、両方やっておられるところも、県会でもなく、指定都市のうちにはあるわけでございます。両方やっておられますところは、私も非常に注意を……立会演説会と選挙公報、それは管理の面からいって非常に心配でありますから、任意制の規定にいたしておりましたも、県議会で両方やってほしい、やるべきだ、こういう御議論でありまして、短かい選挙の期間に果してよくやり得るかどうかという点は、十分検討しなければならぬと考へます。

○成瀬權治君 あなたの方に資料として、やつておられるところもある、まあこれは資料が出てから、一つこの問題についてはお尋ねをすることにします。一つ、資料の方をお願いをいたします。

次に、選挙公報の問題でございますが、この前のときにも、何か広告めいたものを非常に書く、だから、これを制限しなければならぬという意見もあつたと思ひます。それに対して制限することは現行法としてはできないのじゃないか。私の意見としては、そういうことについて何を言いたらいのか、これを言いたらいのかぬというものを言うべきではないと思ひます。そういうことは制限すべきじゃないのじゃないか。当然そういう案の広告を出せば、その人もおのずから批判を受けましょうし、そんな案は、選挙公報に便乗していろいろな広告を、選挙民は相手にしないのじゃないか。だから、そういうことについては制限をせずに、やはり本人の良識なり、あるいは選挙民の良識に待つていくという態度が妥当じゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙公報の現行の内容の問題でございますが、これが取扱いにつきましては、私もどもおつしやる通りの考え方、現在おるわけでございます。ところが、非常にはなはだしい事例が最近出て参りまして、まるまる広告である場合には裁断するのはおかしいじゃないかという議論がだいたい出ておるのでございまして、私も研究をいたしておるのでございまして、現在の段階におきましては、ただいま御意見の通り、まだこのままにしておいて、有権者の判断によつて、そういう候補者なりあるいは広告主というものが、道徳的に非難されるということであるのではないかと。選挙管理機関、あるいは有権者としては、はなはだ迷惑でございますが、直ちに立法措置によつてそのようなものを禁ずるといふことにいたしますと、それに付随して何らかの弊害が起りはしないかという心配を私どももいたしておるのでございまして。

○成瀬權治君 次に、選挙の事務局を置いたらどうかというふうな意見がございまして。まあこういう事務局を置くことは是非についていろいろな意見もあると思ひますが、一体今、条例等を設けて、県、市で置いておられるのはどのくらいあるのか、これを一つ資料として御提出を願つて、資料後について質問を申し上げたい、これは一つ資料の方にしたいと思ひます。

続いてお尋ねしたいのは、選挙管理委員が副知事であつてみたり、総務部長であるような場合、いわゆる兼職をしておられる場合があるわけですから、こういうものについては、どういふふうにお考えになつておられるのか。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙管理委員の選任につきましては、御承知のごとく、これは広く有権者のうちから資格の制限はいたしておらないのでございまして。最近と申しますか、今おつしやるような副知事とか助役という特別職、あるいは総務部長というふうな人が選挙管理委員になつておつたのでございまして、昨年でございまして、か、衆議院で相当御議論がありまして、昨年の秋から今年にかけて、選挙管理委員の任期が満了いたしましたので、その機会に特別職はできるだけ避けるようにするのが立法の趣旨ではあるまいかと、指導をいたしたわけでございます。そういう指導によりまして

て、現在そのような問題はほとんど解決しておると考へます。

○成瀬權治君 ほとんど解決したとおっしゃると、まだあるところがあるわけですか。

○政府委員(兼子秀夫君) その後、まだ十分調査いたしておりませんが、全然無であるというところは申せないと申ひますが、これは全般的に見まして、議会の選任するに当りまして、そういう特別職等の方は除外するようにという点を指導いたしましたので、そういう点はなくなつたと、このように考へます。

○成瀬權治君 兼職禁止と申しますか、なるほど総務部長等がやつておつしやるので地方課の職員を動員して仕事を手伝つてもらへば非常に便利だといふ議論もあるかと思ひますが、たとえば県の総務部長なり副知事等がそこに出ておられますと、その意見が大筋として通るのが私は実情だと思ひます。ですから、便宜のこととは何か便宜のこととして考へられていいと思ひます。少くとも選挙管理委員といふものは公平に運営された方が私はいいと思ひますから、一つ予算や、そういう人を提供する側の人たちが選挙管理委員につかないよう、あなたがたのおつしやる指導によつてこれを解決していただきた。だから法の方は法としてそのままだして置いて、一つ解決するといふことであるなら、それを推し進めていって、ぜひ一つ兼職のないようにやつていただきた、こう思ひます。

○松澤兼人君 昨年の秋から、そういうことはないように指導しているというんですけれども、実際それじゃやう

いうことの指導をなされたのはいつごろですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 今ちよつと正確に記憶いたしておりませんが、昨年の十二月ごろが任期満了の府県が多いので、昨年の十月ごろにそういう趣旨の指導をしたと、このように記憶いたしております。

○松澤兼人君 繰り上げ選挙を禁止するといふ法律の改正がありまして、現在では市長が現職のまま市長選挙に立候補できるというふうなことになるのであります。そういう場合に、総務課長が選挙管理委員だつたり、あるいは総務課長が事務局長だつたり、兼任してあるというふうなことであれば、選挙管理委員会という一つの中正的な行政機関というものを設けた意味は全然ない。まあ選挙管理委員長が課長である場合に、その名前によつて、市長選挙のときに適当な選挙管理上の注意を与えたり要求をしたり、あるいは文書を出したりするが、形はもろろ別のものであります。形は同一です。だから現職の市長が立候補している、そうして現職の総務課長が選挙管理委員長であるというふうなことは、どういふふうにお考えをしてみても適当じゃないと思ひます。そういうことを今までお認めになつておられるといふこと自体おかしいと思ひます。まあ改めていらつしやるのはけつこうですけれども、今までどういふことになつていたんです。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙管理委員制度が初めて創設されましたときに、やはり事務のわかつておる者が加わつておつた方がよい、これは現在におきまして、委員でなくとも、仕事に詳しい者が入つておつた方が

望ましいわけでございますが、現在の段階におきましては、少くとも特別職のような人は、これは委員として適當ではないじゃないか、選挙管理委員がたとえ複数で、今回市町村を通じて、委員としては四人になるわけでありまして、たとえ四分の一でありまして、そういう人を選任すべきではない。法律の方は有権者のうちから選ぶということになっておりまして、何ら制限をしてないわけでございますが、そういう考え方に立ちまして、昨年の改選期から強く指導をいたしておるのでございます。

○松澤兼人君 特別職の職員はいけな。それなら総務部長というように特別職でない、一般職の職員だったらかまわない、そういう御主張ですか。

○政府委員(兼子秀夫君) これは一般職の職員は、御承知のごとく地方公務員法によって規律されておるわけでございます。まして、そういうところの判断につきましては、任命されます県議会の判断によつて、適當な人であるかどうかというのをよく考えた上で委員を任命することにならうと思つておるわけでございます。

○松澤兼人君 これは衆議院の會議録を見ますと、福島県の場合は、県選管委員長には県の総務部長、県選管書記長には地方課長ということが書いてある。こういうことはあり得ないというのですか、現にやっぱそういうことをやっているのではありませんか。

○政府委員(兼子秀夫君) 福島県はその後交っているように記憶いたしております。

しくない。それから幾ら事情がわかつていたとしても、総務部長、総務課長、地方課長、そういうような人たちが、委員になれなくても、事務局長になるということも適當でない。本来ならば、まあ末端の町村なんかはどうか知りませんが、本来ならば、やはりこれは別個にすべきものである。委員はもちろんでありますけれども、その事務局なども、やはり市町村部局でない、別個の職員がおるべきであるというお考えでありますか。しかし、まあ末端までくれば、人間や金の関係でどうでもいい、こういうことなんです。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙事務局の問題は、年間的に常時仕事がある。近頃はまあ常時啓発の仕事がふえて参つたのであります。市町村の方が割合に仕事が多いと申します。定量的な仕事があるわけでありまして、そういったしまして、市は比較的、選挙管理委員会の事務局は任意でございますが、作つておつた事例が多いのでございますが、府県は何と申しますか、片手間にやつておるのでございまして、地方課の一部の者が選挙の事務を担当いたしておる。行政の仕事を持ちながら選挙の事務をやつておるといふような事例が多いわけでございます。私も、私どもといたしましては、できるだけ選挙の職員、府県ばかりではなく、市町村におきまして、事務局を設置することは望ましいというところは考えておりますが、地方財政等の事情もありまして、なかなか思ふように参らないのでございます。

○成瀬幡治君 この前、衆議院のわが

党の井堀代議士から選挙法に対しての質問趣意書が出まして、その中に指定都市の選挙管理委員会の区選挙管理委員会に対する一般の指揮監督権を明確に規定すべきである、こういうものが出ておるのです。それに對しまして、答弁書には、趣旨に賛成である、こういうことを言つておられるわけでございます。従つて、今回は若干明確を欠いておる点があるから、次の機会等の一つこれを明確化しよう、こういうお考えがあるものと受け取つていいか悪いか。

○政府委員(兼子秀夫君) 指定都市の選挙管理委員会の区選挙に對する指揮監督権の規定の根拠が明確でないという点は、御指摘の通りでございます。これは地方自治法には、都道府県の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。という規定がございまして、それから選挙法の方の規定に、区の選挙管理委員会、指定都市の区は市と読みかえておられます。市の選挙の区選挙に對する指揮権が不明確に、御指摘のごとくになつておるのでございます。この点につきましては、地方自治法の施行令におきまして、その点をほつきりとしたいたして、このように考へておりますので、機会を見てそのような改正をいたしたいと考へております。

○成瀬幡治君 そうすると、あなたは自治法の方で明確にしようとするのか、選挙法の方で、たとえば二百六十九条の方で明確にしようとするのか、ちよつと私は聞き漏らしたのですが、公職選挙法でやられるのか、自治法でやられるのか、どちらですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 指揮監督権の規定は、地方自治法でございまして、地方自治法の施行令で改正をいたしたい、このように考へております。

○成瀬幡治君 私もこの法文を読んでみて、あちらに読みかえるとか、こちらに読みかえるとかとするのか、どうもよくわからぬわけでありまして、少なくともこれを厳密に解釈していきまして、なるほど地方自治法の中では二百五十二条等で明らかになつておるではないか、指揮監督ができる、こゝろ言われるけれども、具体的に二百六十九条でやられて参りますとどうも不明確になる、厳密に解釈すると、非常にぎりぎりに解釈すると、やはり不明確になるではないか。あるいは現行法の五十八条などで参りますと、投票所の出入りの問題、あるいは市選管でできないことになつてくると思つて、自治法の施行令を直せば、それで事が足れるというのではなくて、それに関連をして、やはりこの公職選挙法の方に於いても、条文を明確にしていく、いわゆる明確にするというそういう方向でなければならぬと、こゝろ思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 指定都市の選挙の区選挙に對する指揮監督権は、先ほどお答へ申し上げた通り、一般的には地方自治法に根拠を持つ規定であるべきであると思つております。が、選挙法上の個々の事務につきまして明確を欠いておる点がある、あるいは御指摘の点があるかもしれぬと思つて、公職選挙法に規定を入れたのでございまして、今回も同時選挙に關しまして、公職選挙法に規定を入れたのでございまして、同じ問題じゃございませぬけれども、指定都市と区選管の關係

において、あるいは字句を拾ひますと、おつしやるような問題もないとは言えないのでありまして、研究を十分にいたしたいと思つております。

○成瀬幡治君 研究するということではなくて、五十八条と百八十六、百五十一、百五十二等、やはり拾つて参りますと若干疑義がある。ですから一つあやまつてやるというのではなくて、せつかくできる法律案ですから、正しく割り切つて、だれが読んでもわかる、こゝろいうふうな解釈もできるのじゃないか。我田引水的な解釈をすれば、それで十分だといふのではなくて、やはり整理をされるのだつたら、あなたの方熱意を持つて、誠意を持つて御整理に當られるのが妥當ではないか。こゝろ思ひますから、十分検討をされた上、一つ善処方してもらいたい、こゝろ思ひます。あんまりごちやごちややるのはいやだといふので、勞を惜しむことをやらないようにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(兼子秀夫君) 御指摘の問題は、私も従来から気がついておる問題でございまして、包括的に地方自治法の施行令の規定の改正で足りるのじゃないか、このように考へております。なお、ただいま御意見がございまして、十分検討はいたしたいと考へております。

○成瀬幡治君 この問題については、五大市の選挙等も、今こゝで私は上申書というものを配られておるのです。が、五大市の選挙等でも、この上申書の趣意書を読んでみますと、何か研究をされて、一つのものが出ておる、委員長の方からあなたの方にも渡したと存じますが、關係のところもあるわけ

で研究しておられるようですから、十分検討してやつてもらいたいというところを要望として申し上げます。

○大沢雄一君 私は刑事局長さんにお尋ね申し上げたいのですが、百九十九条の二、百九十九条の三があるところに、今回百九十九条の四が加わりまして、公明選挙の趣旨から非常にけつこうな修正であると考えておるものであります。それで一応後援団体名を使つての寄付ができなくなるわけでありまして、私は従来不思議に思つておりましたのは、衆議院のようにつ

つ——今回の解散は別であります。大衆も前からいわれたのであります。参議院のようには任期がきまつておる場合に、実情は一、二年前からだんだん盛んに事前運動とて、あるいは招待戦術だとか、寄付戦術だとか、こういうものが實際だんだんと強化されて、期日が非常に切迫してくる、そして、やはり新聞その他の世論の批判もきびしくなつて、大かたやる方の側から見れば、大衆購買の買収の目的が達してしまつたところに、選挙管理委員会がしつぱ注意を促す。そうすると、それに従つて少しづつ少くしていつて、告示になつてしまふ。これはやめてしまふ。そういうふうなことが大手を振つてまかり通つてゐるわけですね。百九十九条の二とか三とかは、候補者なり、あるいはまた候補者が責任者である会社その他の法人、団体、そういう寄付の禁止のわけでありまして、こういうものが大手を振つて實際におけるところに、百九十九条の四が加わりまして、ないよりはけつこうなんでありまして、もとの百九十九条の二なり三なりというものが、ほんとうに

動行されなければならぬのじやないか。従来ここにぐくめる穴があるのか、何がゆゑにこういうものがあるのか、わかれてまかり通つておるのか、一つ局長さんの立場から、どこに穴があつてこれはできないのか、その点一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中川重治君) 大沢委員の御設例、まことにごもつともと思はれるのであります。これは現行法の百九十九条の二、百九十九条の三について、もつとごさいいます。それ以外の公明選挙法に關するほとんど全部の規定が、そのなでございいます。選挙に關する行為でないと規制されない、こういうことが根本問題であらうと思ひます。いろいろ今日、事前運動の問題が大へん大きな問題だといふのも十分わかるのでございいます。私もやつております。事柄は、現在事前運動をやつておる事柄が、選挙に關する行為かどうかといふことについて、証明するの非常に苦心をいたすのでございいます。言いかえて申しますと、選挙に關しない認められる一般の社会活動、一般市民としての社会活動は許された行為である。政治家としての政治活動をされるというところは許された行為であらう、こういうことに相なつてゐるのであります。すべての条文が、それで問題は、一般の政治活動なりや、あるいは一般の社会活動なりや、選挙に關する活動なりやといふ認定が、私も正確に基いてやらなければいかぬ關係等もございいますので、そこ非常に私どもの苦心の存するところがございます。この問題で、選挙に關しないという形式を持つておりますけれども、実体は選挙に關するものだ

といふことを証明することに努力しております。そういうものに対して検査をした事例もございいますけれども、選挙に關しないといふ弁解のつくケースが非常に多いのでございいます。たとえば百九十九条の二の規定でございしても、選挙に關する寄付をしてはならない、こう書いてございいます。それから、その次の二項で、通常一般の社交の程度をこえないものはよろしいけれども、こえるものは選挙に關するものとみなす、こういう規定になつております。いろいろ世間で行われております行為が、通常一般の社交として行われてゐるなりや、社交をこえて行われてゐるなりやといふ点を証明して、私どもの方で研究して參つてゐるのでございいます。穴という言葉が適當かどうか疑問でございいますけれども、通常一般の社交の程度をこえるかこえないか、ここに問題の要點があらうかと思ひます。

○大沢雄一君 私大体さうだろつとは察してゐるわけですが、しかし今度の百九十九条の四にも、「当該選挙に關するわけだ。今、通常社交の程度かどうかといふことが、たとへば、たとへば、たまたまの社交の程度のためといふことも、町村長あるいは町村會議にある人、こういう人を選挙の一年前から、たとへばどこか温泉場へ招待するとか、さうしてそれに汽車賃を出す、あるいはみやげものを持たして贈す、こういうのは、これは社交の程度をこえてゐることは明白だと思ひます。しかし、それが今のようになつては、實際は何ら取締りの対象に事実上

なつておられない、これが実情でございします。そうならば、今のあなたの、社交の程度をこえないものはいつといふことは、これはどうも言葉だけであつて、要するにどうもおかしいと思ひます。それから、やはり選挙に關するか、關しないかは、その人が立候補するか、しないか、これが私は決定的だと思ひます。それを除いたらこれは何とも選挙ができる。さういふ場合に、もう少し何とかこれは、何といひますか、勇氣をもつていひますか、公正ですね、勇氣といふより公正だと思ひます。公正にやらなければ、いかに条文だけ整えても結局何もしないのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(中川重治君) ただいまの大沢委員の御設例の、有権者の方々をどこか温泉場につれていつてごちそうする、さういふ行為は社交の程度をこえます。それで選挙違反にかかります。さういふたものにつきましては、当該關係人が、お述べにもなりましたように、特定の選挙に關し行われぬものでなければなりませんので、当該關係者等が立候補するような場合におきましては、きつめて明白になるのであります。立候補をしない前に、おきましては、さういふ不明確なのであります。さういふ点は、過去の事例に徴して、さういふ相当検査されておるべきです。

○大沢雄一君 明白といつても、實際は一つも検査されておらないといふ實際はつきりあるものでございします。まあ私は過去のことは問いませんが、将来はさういふことがあつたら必ず検査いたしますか、いつそれは検査いたしますか。

○政府委員(中川重治君) 今の問題で、さういふ温泉場へ行つてごちそうする行為は、社交の範囲をこえます。ところがその行為が特定の選挙に關し、特定の候補者の当選を得せしめる目的を証明しなければなりません。その証明するため等につきましては、やはり立候補という行為が比較的重要なキイ・ポイントになるということを一つ御了願したいと思ひます。

○大沢雄一君 それから、今のような温泉場へ招待するとか、あるいは自宅に盛んに招待して供応するとかいふようなことは、これは取締り当局が、何といひますか、公正な勇氣さえあれば私でできると思ひます。ところが、多少まぎらわしいような場合があるのです。たとえば祭礼等に個人あるいは会社の名で、本人と不可分の、会社名をいへば本人が類推されるというやうな会社名で、催しもの等を祭礼等の場合に寄付をする。つまりお祭りのところへ行つて、あるいは浪花節の何か催しものをやるのか、あるいはそのほかの催しものをやるのか、さうして、おいて、あと会社の宣伝をかねて候補の予定者の宣伝をやる、さういふふうな場合には、これはどうなつてゐるのか。

○政府委員(中川重治君) ただいまの御設例の問題は、その行為が特定の選挙に關する行為であるかといふことについて、相当ボーダーライン・ケースだと思ひます。さういふ關係は、その証拠に基いてその選挙に關するといふことが証明される場合におきましては、検査したいと思ひます。

○大沢雄一君 選挙に関するといいますが、選挙が近くなればやらないわけですね。選挙が近くなつて、一、二年たつと、だんだんそういうことが始まつてくるわけですね。それまではそう広い範囲にわたつてはやらない。もとより自分の郷里とかそういうところはそれはやりますが、しかし全県下なり何なりにわたつて、近くなれば盛んにそういうことが始まつていくことは、もう選挙に關すること明瞭じゃないですか、立候補すれば。

○政府委員(中川董治君) 大沢委員がお述べになりましたように、立候補すればきまつて明瞭になると思います。○大沢雄一君 いろいろお話が出ましたので……。いつそれはやるのですか。今のお話しの通りやるというものは、立候補したらすぐそういうものはあれますか。

○政府委員(中川董治君) これはやはり犯罪でございますので、その特定の行為が、特定の選挙に關する行為であるということの証明がつきました場合において、できるだけ早くやるべきだ、こういうことに相なつておるのであります。それにつきましては、私も捜査員といつたしましては、あらゆる努力を傾注いたしておるのであります。そこで、全般的に御了解いただきたいのでありますが、すべての選挙違反、選挙違反に限らないのであります。――選挙違反につきましては、証明しますが、犯罪等につきましては、証明しないといふのが若干あります、一般的にこのういふことは言えようかと思つております。それで、こういう選挙の公正を確保するために、刑罰権による措置といつたしましては、証拠とか、そういう問題が何といつても大きい問題になります。証拠に基づく捜査活動を私は十分やつていきたいと思つております。しかし、証拠に基づく捜査活動というのは若干ありますので、選挙管理機関にお願いたしまして、選挙管理機関が啓蒙活動によつて、一般の有権者の方々の自覚、関係者の方々の自覚によつて、そういうまぎらわしい行為を抑制していく、こういう措置と相待ちませんと、どうしてもまぎらわしい行為が波及して参つておりますので、いつの選挙におきましても、啓蒙活動、刑罰活動というのが表と裏といひますか、そういう関係でやつて参りたいと思つております。刑罰権の発動という点になりまして、証拠とこの関係になりますので、その点は一つ御了承願ひたいと思つております。

○大沢雄一君 有権者をまぜた一般の選挙民にいろいろものを、これは見本もありましようし、そうでないものもありましようが、そういうものを寄附する行為は、ここにいう寄附に入りますか、百九十九条の四「寄附をしてはならない」といふその寄附に入りますか。

○政府委員(中川董治君) 寄付金の寄附は一切入りますが、その寄付行為が、一般社交の程度をこえるものであるかどうかということが一つの判断の基準であるということが一つ、その行為が特定の選挙に關するものであるかどうかということが他の資料である、特定の選挙に關するといふことの証明と、それからもう一つは、一般社交の程度であるといふことの証明をするといふことが、私どもの努力目標であります。

○大沢雄一君 それから新聞あるいはテレビ、ラジオ等で、何々社長だれ某といふことで盛んに商業放送をするといふような場合は、これはどうなりまするか。こういう広告等は、おそろくこれは経費は会社から出ていると思つて、おそろく個人の支出じゃない。しかもスポンサーを通じて広告を頼めば、リベートは、これを依頼した個人には一割なり二割なりがくるのであります。こういうことが實際にあるので、すなわち会社から広告料を払わしめて、本人は今度はリベートを取るといふことも可能なわけですね。広告会社等に依頼すれば、広告会社は一割なり二割なりリベートを出しますから、そういうふうなものは、実質的に見ますと、これは非常に質がよいものと思つて、これは、そういうものはどこにかかりますか、合法的ですか、選挙に關して、そういうことにして名前を広めていくといふことは……。

○政府委員(中川董治君) 広告全般について申し上げてみたいと思つて、よくわれわれいつも問題にいたしまして捜査するのでございますが、出版物の広告、それから会社の広告、そういった広告行為があるわけでございますが、その広告行為が通常一般の広告であれば、これは許された行為である。ところが、通常一般の広告の範囲をこえまして、特定の候補者を特定の選挙に關し宣傳する目的である、こういうことが証明されまふ場合において、は百二十九条、事前運動の罪に相なるわけでありまして、それは通常一般の広告なりや、通常一般の範囲をこえて、特定の選挙に關し特定の候補者の投票を得せしめる目的で宣傳する行為であると、こゝろ認められる範囲におきましては非合法である。その事実関係を立証することに努力いたしておるのであります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) それでは速記を始めて下さい。

○加瀬完君 警察庁にお願いいたしますが、選挙違反の疑いのある事前運動について、それが違反か違反でないかというところは、事後の行動、それから先ほど御説明の証拠がなければわからないというところになりましようが、一応疑いのある事情については相當の御調査があるものと思つて、その御調査のおもなるものを一つ資料にして御提出いたしたいと思います。

○政府委員(中川董治君) それは今証拠の内値をしておりますので、それが出ると全く証拠隠滅が行われてしまふので、私も責任を持てまして、犯罪であるといふことにつきましては一生懸命努力して参りたいと思つて、全くそういう証提の内値をしておる最中であるので、ごかんべん願ひたいと思つております。

○加瀬完君 それは、だれがどうしたといふことでなくてもいいですよ。こういうふうな具体的な例といふものを伺えればいいのですから、概括的なものでいいのですから、ここで検討する上、やはり事前運動といふことは相當の問題ですから、警察がこれはまあ注意をした方がいいと思われような事例を、将来の調査に御支障のない程度にお出し下さればけっこうです。

○政府委員(中川董治君) その点になりますと、ただいま大沢委員と私と質疑応答したようなことが大体大部分でございまして、あとは何のそれがしきどういふことになつてしまひますので、いづの選挙でも同じような手口が多うございまして、第一線で内偵をしておりますので、内容等は、今大沢委員と私と質疑応答いたしました内容がほとんどすべてでございます。

○成瀬福治君 こういうことはできませんか。疑いがあつて調査をしておるといふのが何件くらいあるのですか、それは各県別に申すことは、非常に証拠隠滅等で困難であるというなら、まあ加瀬君はどう言われるか知らぬけれども、全国的にどのくらいあるというふうな数字がどれくらいあるかと思つて、どうですか。

○政府委員(中川董治君) その点は、こゝろ皆さん御審議いただきますのに、私も皆さん全体を中央で押さえますと、選挙干渉の疑いがありますので、それこそ都道府県公安委員会が自主性に基いてやつておりますので、現在統計などは全くとつていないのであります。

○加瀬完君 新聞などでは、悪質違反の疑いがある事前運動の典型で、こゝろいふことが対象として取り調べられておるといひますが、調査されておるといふことが出てくるのです。それなのに警察庁で、大体何県には何件くらい現在事前運動について調査をしておる実例があるといふことの件数も言えないといふのはおかしいと思つて、件数までもあなたの方で知らせないといふのは、おかしいと思つて、やつておるのか、やつていないのか、やつておるのか、

なら、そんなことは簡単に報告できるはずです。

○政府委員(中川重治君) これは率直に申しますが、各府県で一生懸命やっているというところは事実でございます。

ところが、ただいまの段階においては、その統計をとっていないのです。もつと後の段階においてはとり得る時期もあらうかと思いますが、今の段階においては、非常に各県で工夫してやつております最中でございますから、今日の段階においてはとっていない。これが事実でございます。従つて、私も中央機関が、新聞社等の間に、それについて答えたことはございません。

○加瀬完君 ないというのを出せと言つても仕方がない話だけれども、それでは、警察庁が悪質事前運動についてどういふ点に注意をしているか、そういうことは御説明できますか。

○政府委員(中川重治君) ただいまいたします。

○加瀬完君 ただいまでなくても、文書に出したい方が、われわれあとから質問するのに都合よくございますから、大綱でけっこうでございますから、一応文書にして出して下さい。

○中田吉雄君 選挙違反の各種選挙ごとの統計、府県別の資料、これはいただきましたか。

○政府委員(中川重治君) 過去の選挙につきましては統計があるのですが、府県別といいますと、大部になりますので、私どもの方で全体まとめたのは全国的な統計でございます。

○中田吉雄君 府県別にです。おおよそ選挙法の改正法案を審議する際には、

もう要求を待たずして出していただくべきだと思つてあります。労をいとわず、各府県別の集計を出して下さい。あなたのところはそれ専門でしょう。

○政府委員(中川重治君) 全国的な統計はございますのでお出しいたしますが、府県別といいますと、統計技術で全国的な統計で出て参りますので、全国的な統計で大体大勢はわかると思いますが、今回の改正は、違反の關係はあまりございませんので、それから……。

○中田吉雄君 いや、過去のですから、あなたのところにあるやつは、各府県別のやつを集計しておるはずでしょう。統計学の一ページを習つた者ならそんなことはわかり切つておること、府県別集計、それが出ねば審議に應ずることはできませんよ。

○委員長(小林武治君) それでは質疑はさらに続行することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

昭和三十三年四月二十四日印刷

昭和三十三年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局